

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第3編 第3章 相続

第4節：親系による相続順位

第1款：直系卑属

第930条 相続は、第一に直系下方に属する。

第931条 子及びその卑属はその父母及びその他の尊属を、性別、年齢または親子関係の区別なく相続する。

第932条 死亡者の子は常にその固有の権利で相続財産を均等に分割して死亡者を相続する。

第933条 孫及びその他の卑属は代襲相続権により相続する。ある者が数人の相続人を残して死亡した場合は、その者に対応する（相続）部分はその相続人たちに均等に分割される。

第934条 子および死亡した子の卑属がある場合は、前者は自己の権利で相続し、後者は代襲相続権で相続する。

第2款：直系尊属

第935条 死亡者に子及び卑属がない場合は、その尊属が相続する。

第936条 父母は均等に相続する。

第937条 父母の一方のみが生存している場合は、その者が子を全て相続する。

第938条 父母がいない場合は、より近い親等の尊属が相続する。

第939条 同一親系に属する同一親等の数人の尊属がある場合は、遺産は頭数で分割する。

第940条 尊属が異親系で同じ親等の場合は、半分は父系の尊属に属し、他の半分が母系の尊属に属する。

第941条 各親系では分割は頭数でなされる。

第942条 本款の規定は、無遺言相続と遺言相続に適用される第811条と第812条の規定を害しない。

第3款：配偶者および傍系の相続

第943条 第930条～第942条に含まれる者がいない場合は、配偶者および傍系親族が次条以下に規定する順序で相続する。

第944条 尊属と卑属がいない場合、傍系親族に先立って生存配偶者が死亡者の財物全部を相続する。

第 945 条 (2015 年改正、同年施行) 配偶者が裁判上または事実上別居していた場合は、前条にかかる(相続)招集は生じない。

第 946 条 (死亡者の) 兄弟及び兄弟の子は、その他の傍系親族に優先して相続する。

第 947 条 全血兄弟以外はいない場合、これらの者は均等に相続する。

第 948 条 兄弟が全血兄弟の子である甥姪と競合するときは、兄弟は頭割りで、甥姪は株分けで相続する。

第 949 条 全血兄弟が半血兄弟と競合するときは、前者は、後者が相続するものの倍を相続する。

第 950 条 半血兄弟しかいない場合は、財物の区別なく均等に相続する。

第 951 条 半血兄弟の子は、全血兄弟についての規定に従って、頭数または株分けにより相続する。

第 952 条 : 削除 (1981 年)

第 953 条 : 削除 (1981 年)

第 954 条 生存配偶者も兄弟も兄弟の子もない場合は、4 親等内の傍系親族が相続する。その親等の外には無遺言相続はなされない。

第 955 条 これらの傍系の相続は、親系の区別なく、また、全血の理由での優先度なく、実施される。

第 4 款 : 国の相続

第 956 条 (2015 年改正、同年施行) 前数款の規定に従う相続権を有する者がいない場合、国が相続する。国は、遺産の清算が実行されたら、相続財産の性質により閣議で他の用途に全部または一部を供することが同意される場合を除いて、残りの額を国庫に入れる。その遺産の価値の 2/3 は、国の一般予算で公共の利益のために実行される税金配分に加えられて、その(公共の利益の)目的に向けられる。

第 957 条 (2015 年改正、同年施行) 国の権利・義務は、相続人の権利・義務と同じである。但し、限定承認の宣言を要せずに、第 1023 条に列挙する効果については限定承認したものと解される。

第 958 条 (2015 年改正、同年施行) 国が相続財産を自己のものとし得るためには、法定相続人欠如により遺産を国に取得させる相続人行政宣言(declaración administrativa de heredero)を先行させなければならない。